

## 鳥取県告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画区域区分  
米子境港都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 米子境港都市計画区域区分  
追加する部分  
境港市昭和町
  - (2) 米子境港都市計画臨港地区  
追加する部分  
境港市昭和町
- 3 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び境港市役所建設部都市整備課（境港市上道町3000）